

# 善通寺市農業研修生募集要領

## 1. 趣 旨

本市における農業情勢は、高齢化や後継者の不在等により担い手が不足し、年々耕作放棄地が増加する傾向にある。このような状況の中、農地の保全と有効活用を図るため、県内外から広く農業研修生を募集し、実践的な研修を通じて育成することで、本市農業の将来を担う人材を確保し、農業の振興と活力ある地域社会の実現を目指すこととする。

## 2. 募集の条件等

- (1) 研修条件 農業に対する強い意志と意欲ある者で、研修終了後も本市において農業を営もうとする者。
- (2) 年 齢 申請日において18歳以上35歳以下
- (3) 募集人数 露地野菜（ニンニク・レタス・ブロッコリー・タマネギ等）：1名  
果樹（キウイフルーツ）：1名
- (4) 募集期間 随時（募集人数に達し次第、受付を終了する。）
- (5) 研修期間 原則3年間 ※研修の開始時期及び期間は、協議の上、決定する。
- (6) 研修内容 先進農家での農業研修及び各種講習会への参加等。
- (7) そ の 他 善通寺市在住者を除く。

## 3. 申込手続き

- (1) 提出書類
  - ・所定の申請書
  - ・履歴書
  - ・志望動機作文（1,200字程度）
  - ・住民票の写し
- (2) 申請書の請求及び提出先  
善通寺市生活産業部農林課

## 4. 農業研修生の決定

申請書受理後、個人面接を実施し採用の可否を決定する。

## 5. 支援内容

農業研修生として採用された者には、研修に専念できるよう、次のとおり支援する。

- (1) 身分保障
  - ・研修業務を委託する公益財団法人善通寺市農地管理公社の正職員として採用する。
- (2) 生活保障
  - ①給料手当は、18万円以上を支給する。社会保険等も加入する。
  - ②住宅は、公益財団法人善通寺市農地管理公社が借上げて提供する。
- (3) 栽培技術の習得支援  
市内の先進農家で、栽培技術習得に向け研修に専念する。
- (4) 新規就農支援
  - ①研修終了後に新規就農する農地は、事前に確保し、斡旋する。
  - ②就農時に資金面等について具体的なアドバイスを行う。

<問い合わせ先>

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市生活産業部農林課

TEL : 0877-63-6316

FAX : 0877-63-6356